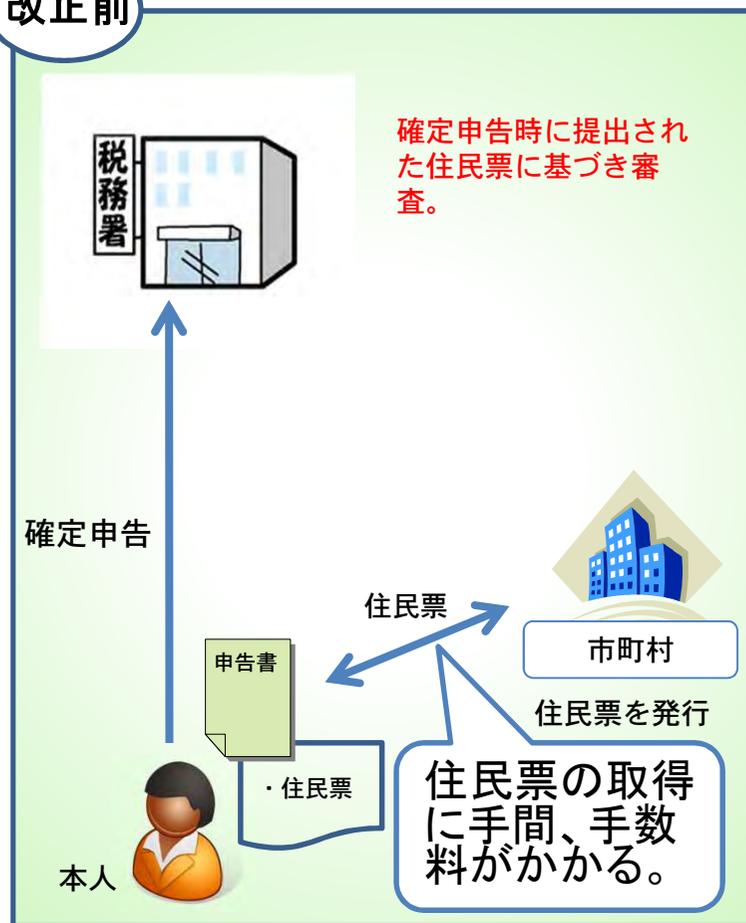
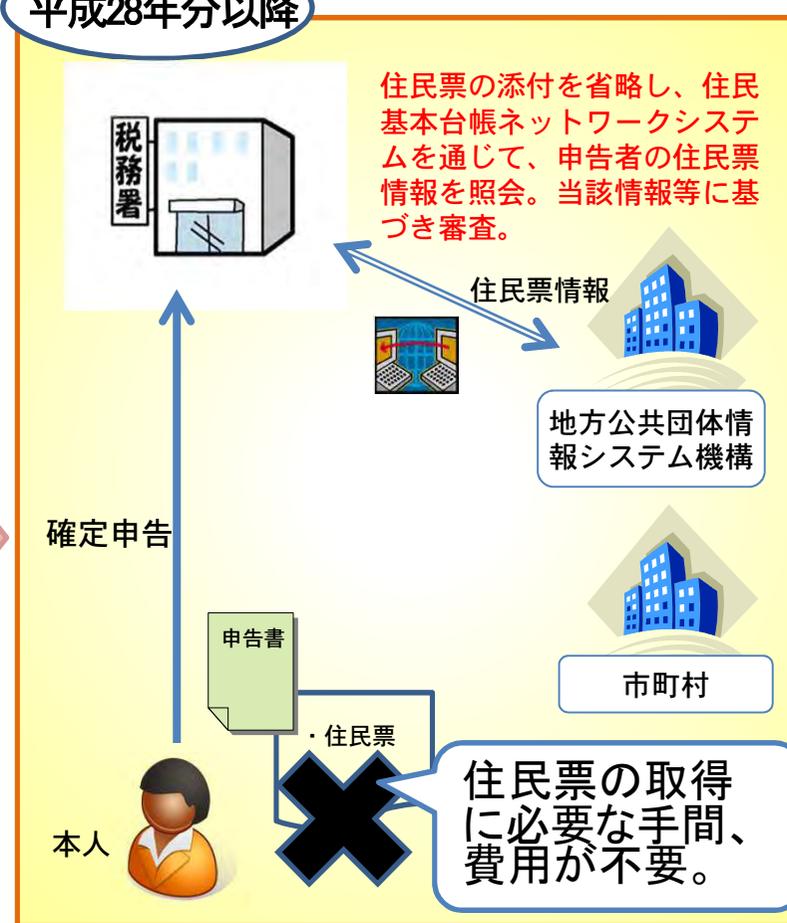


確定申告時の添付資料(住民票)の省略

改正前



平成28年分以降



住民票添付省略の対象となる特例

- 【所得税】 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例など
- 【贈与税】 贈与税の配偶者控除、相続時精算課税の選択など
- 【相続税】 小規模宅地等の特例を適用する者のうち、特定居住用宅地等を取得した者

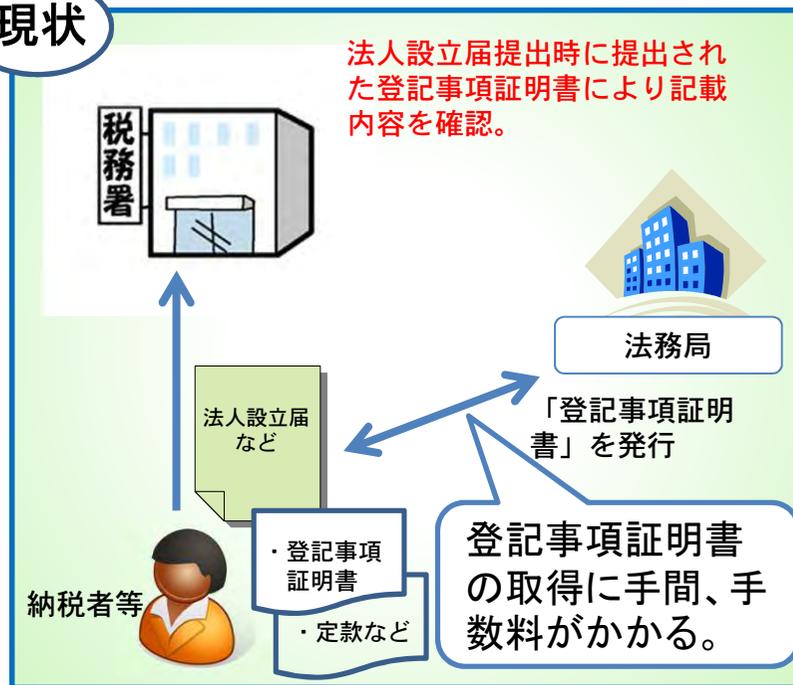
法人の設立届出書等の提出時における登記事項証明書の添付省略

マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年4月以降、法務省からオンラインにより日次で登記情報の入手が可能となったことから、法人の設立届出等の事業の開始の際の手続時に提出を求めている「登記事項証明書」の提出を省略することにより、納税者等の負担軽減を図る。(平成29年度税制改正(案))

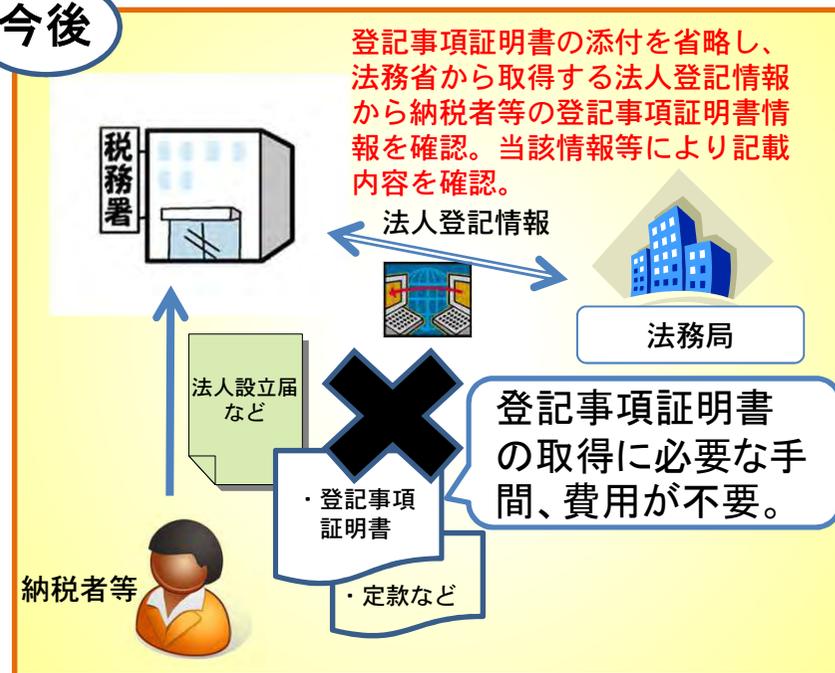
対象手続

- ・内国普通法人等の設立の届出
 - ・外国普通法人となった旨の届出
 - ・公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出
 - ・普通法人又は協同組合等となった旨の届出
 - ・法人課税信託の受託者となった旨の届出
 - ・酒類業組合等の成立の届出
 - ・酒類業組合等の解散の届出
 - ・酒類業組合等の役員等の異動書類の提出
- (注) 事業の開始の際に必要な手続に関連する異動・解散の際に必要な手続を対象とする。

現状



今後



(参考) 世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定、平成28年5月20日改定)

事業開始の際に必要な各種手続において登記事項証明書の添付を省略できるようにし、国民の負担軽減を図るとともに、行政運営の高度化を図る。